

○財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年二月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠
利付国庫債券（十年）（第三百 三十四回、第三百三十五回、第 三百三十八回、第三百三十九 回、第三百四十回、第三百四十 一回、第三百四十三回、第三百 四十四回、第三百四十五回、第 三百四十六回、第三百四十七 回、第三百四十八回及び第三百 五十二回）、利付国庫債券（二 十年）（第六十八回、第七十回、 第七十五回、第八十三回、第八 十四回、第九十回、第九十二回、 第九十三回、第九十五回、第九 十六回、第一百二回、第一百三回、 第一百十七回、第一百二十二回、第 百二十五回、第二百二十七回、第 百三十回、第三百三十三回、第 百三十四回、第三百三十五回、第 百三十六回、第三百三十九回、第 百四十回、第四百十二回、第百 四十四回、第四百四十六回、第 四百四十九回）及び 利付国庫債券（三十年）（第六 回、第七回及び第十四回）	特別会計に関する法律（平成十

三	法律及びその の条項の適 振替法の適 用等	九年法律第二十三号（第四十七 条第一項） 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五 号。以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるものと し、その振替機関は日本銀行と する。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。
五	募入決定の 方法	円 額面金額で五千九百六十一億 六千五百七十億七千四百七十 五万二千円 五万円
六	発行額	内訳（別表のとおり）
七	払込金額	
八	最低額面金	
九	額最低額面金 振替単位	振替法の規定による振替口座 簿の記載又は記録は、最低額面 金額の整数倍の金額によるも のとする。
十	発行行	平成三十一年二月二十二日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right]}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

十二 三 利率の経過払い込み

(別表のとおり)
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を払込期日に
払い込むものとする。

十四 利率

各発行対象国債の額面金額の
各発行対象国債の額面金額の
総額×各発行対象国債の前利率
100×各期日の翌日から第十号
に規定する発行日までの経過日
数にこの場合には、発行日／365

十五 十六 十七 償還期限の金額

第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、その
翌営業日に支払う(償還期限に
ついて同じ)。
各発行対象国債の額面金額×各
発行対象国債の利率／100×1／2

十八 十九 元利金の支

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回は、平成三十
一年二月二十一日付で日本証
券業協会が発表した公社債店
頭売買参考統計値表に掲載さ
れた平均値の単利利回りとし
る。
日本銀行

者 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成三十一年二月二十二日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 （付第十回三年） 四三四十	○・六%	日年平 六成 月三 二十六	百十七億円
利付国庫債券 （付第十回三年） 五三三十	○・五%	日年平 九成 月三 二十六	八百三億円
利付国庫債券 （付第十回三年） 八三三十	○・四%	日年平 三成 月三 二十七	五十三億円
利付国庫債券 （付第十回三年） 九三三十	○・四%	日年平 六成 月三 二十七	円千七十二億
利付国庫債券 （付第十回三年） 四三四十	○・四%	日年平 九成 月三 二十七	八十二億円
利付国庫債券 （付第十回三年） 一三四十	○・三%	十年平 日十成 二三 月十二七	三十六億円
利付国庫債券 （付第十回三年） 三三四十	○・一%	日年平 六成 月三 二十八	円二百五十億
利付国庫債券 （付第十回三年） 四三四十	○・一%	日年平 九成 月三 二十八	円百九十七億

（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 券）	（（利 第二付 八十国 十年庫 三）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 五）債 券）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 券）	（（利 第二付 三年回 百）庫 五）債 券）	（（利 第八付 三年回 百）庫 四）債 券）	（（利 第七付 三年回 百）庫 四）債 券）	（（利 第六付 三年回 百）庫 四）債 券）	（（利 第五付 三年回 百）庫 四）債 券）
二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十八	十年平 日十成 二三月 十七二 七	十年平 日十成 二三月 十七二 七	日年平 三成 月三 二十七	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	九平 月成 二四 二十日 年	日年平 九成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三月 十八二
七 十六 億 円	円百 八十 一億	円百 四十 五億	百億 円	九 十四 億 円	一 億 円	五 十八 億 円	億二 百二 十一	億三 百二 十七	五 十九 億 円	円二 百十 六億

（（利 第二付 百十国 三年庫 十）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十七）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十五）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 十二）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 七）債 回）券	（（利 第二付 百十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 百十国 二年庫 回）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回）券
一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 九成 月四 二十一	六平 月成 二四 二十年	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二月十 二十八
六十 一億 円	百 十七 億 円	三 億 円	十 一億 円	十 二億 円	三 十九 億 円	四 十三 億 円	九 十億 円	二 百六 億 円	一 億 円	八 十億 円

（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 八 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 回 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 九 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 三 券
一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月四 二十六	日年平 九成 月四 二十五	日年平 六成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 九成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二四 月十 二三
億六 円百 七 十九	四 億 円	二 十 九 億 円	二 億 円	三 億 円	五 億 円	十 億 円	四 十 二 億 円	二 十 五 億 円	三 十 億 円

（利付第三十年） （国庫債券）	（利付第三十年） （国庫債券）	（利付第三十年） （国庫債券）	（利付第二十年） （国庫債券）
二・四%	二・三%	二・四%	一・五%
平成三年四月二十六日	平成五年四月二十四日	平成十年四月十二日	平成六年四月二十六日
七十三億円	二百二十六億	五十三億円	二十九億円